

占領軍検閲体制の成立—占領期メディア史研究

有山 輝雄

1. 「追加措置」と自由化の推進

1945年9月29日、占領軍は「新聞ノ自由ニ関スル追加措置」を日本政府に通告し、それを27日に遡って適用した。遡及適用という無理な措置をとったのは、28日の内務省による三大新聞発売停止処分を失効させるためであったが、「追加措置」そのものは、その場限りの対処的命令ではなく、8月下旬から9月下旬にかけて、占領軍側が着々と準備していたメディア政策の一環である。日本政府が依然として発売停止権を行使するという突発事件によってスケジュールが若干狂ったにすぎない。

「追加措置」は、「新聞ノ自由」と冠せられている通り、「言論及ビ新聞ノ自由ニ関スル覚書」（9月10日）「新聞ノ政府ヨリノ分離ニ関スル覚書」（9月24日）に引き続く自由化指令である。これによって、新聞紙法・国家総動員法・新聞紙等掲載制限令・新聞事業令など、戦前戦時にわたって日本政府の言論報道取締と宣伝活動を根拠づけていた12の法規は、事実上失効させられた。

敗戦以後、日本政府は、8月28日の閣議で言論等臨時取締法を廃止し、戦前の治安警察法を基礎とする方針を示していた⁽¹⁾。戦時の取締法規を取消し、戦前の状態に復帰することで、敗戦後の事態を乗り切ろうとしたのである。実際には、それさえも実施せずに推移していったのであるが、戦時体制解消と戦前体制への復帰というのが日本側の基本的発想であった。しかし、占領軍の9月29日「追加措置」は、新聞事業令等の戦時立法廃止ばかりでなく、平時の法律である新聞紙法の廃止さえ命令しているのである。占領軍の政策は、日本政府の思惑をはるかに越えていた。いわゆる「大正デモクラシー」でさえ、その言論報道は新聞紙法の檻の中にあり、そこから一步も出られなかったことからすれば、「大正デモクラシー」をも乗り越えた自由化の進展であったのである。

さらに、「追加措置」から5日後の10月4日、占領軍は「政治的民事的及宗教的自由ニ対スル制限ノ撤廃ニ関スル覚書」を發し、政治的市民的宗教的自由を制限する「一切ノ法律、勅令、省令、命令及規則ヲ廢止シ其ノ効力ヲ直ニ停止」することを命令した。「天皇、皇室及帝國政府ニ関スル自由ヲ討議ヲ含ム思想、宗教、集會及言論ノ自由ニ対スル制限」法規の撤廃が指示され、天皇制批判の自由さえ認められたのである。これも、日本側の予想を越えた急展開であった。

ポツダム宣言は「民主主義の復活強化」をうたっているが、言論報道においては、かつての日本人が保持していた自由が「復活」したのではない。新聞紙法を廢止し、天皇制論議の自由まで認めた占領軍の政策は、日本人がそれまで享受したことの無い新たな自由の空間を出現させたのである。

このように、1945年9月から10月にかけて、アメリカ占領軍は、かねてからのメディア政策の重要な柱である自由化政策を積極的に推し進めた。しかしながら、これは、手放しの自由の成立を意味したわけではなかった。占領軍の自由化政策は戦前戦時の日本の言論規制諸法規を否定したが、他方で占領軍は自らのメディア統制政策を用意しており、日本の諸法規が撤去された空白に、占領軍の統制政策が一元的に実施されることになったのである。

ここには、自由化と統制という占領政策の二面性が端的に表れている。占領軍の政策が、こうした二面性を持つことになるのは、外国権力による非軍国主義化・民主主義化の強制という、それ自体矛盾した課題を背負っているためである。本来自発性に基づくべき民主主義が、占領軍の絶対的権力によって強制的に進められるのである。そして、民主政治の基本属性である言論報道の問題に、民主主義の強制という占領統治の矛盾が集約的に表れてくる。

しかし、占領軍は、この課題を積極的に推進し、メディアの統制を実施した。そのメディア統制政策は、二つの側面を持っていたと見ることができる。一つは、言論報道の内容に制限を加えるため検閲を実施することであり、また一方は、占領政策の啓蒙のためにメディアを利用しながらメディア自体のあり方を誘導教育し、場合によればメディアを再編成することであった。この統制政策の二つの側面は、時に衝突したが、基本的に補完的であったと言える。ま

ず、この論文では、言論報道を直接的に制限した検閲の問題を取り上げることにする。

言うまでもなく、占領軍の検閲の全体をとらえるには、検閲者側の意図、被検閲者の反応、そして検閲の実施状況などの問題があるが、本論文で取り上げるのは、最も基本的問題である占領軍の意図、計画である。また時期的には、検閲体制が本格的に成立し検閲が開始された1945年10月から年末にかけての時期に限定することにする。従って、被検閲者である日本のメディアの反応、検閲の機能についてもある程度触れるが、主に占領軍側から日本のメディアの反応がどのように見えていたかという観点が中心となる。占領軍検閲への日本のメディアの反応、1946年以降の検閲の実態などは、また改めて別稿で詳細に論ずることにしたい。

占領軍による検閲は、占領史研究において、比較的取り上げられることの多いテーマである。なかでも、雑誌『諸君』1982年2月号から断続的に掲載された江藤淳氏の「閉ざされた言語空間」は、第一次史料を本格的に利用したことで、鮮明な問題意識によって占領軍検閲の研究に画期をなすものであろう⁽²⁾。

江藤氏が論証しようとしていることは明確であって、占領軍の検閲の目的は、日本人の思想の改造、「日本人の心をいかに歪め」ることにあつた。その計画は、最初から「日本人を目に見えぬ『巨大な檻』に閉じ込めてしまう⁽³⁾」ために周到に準備され、且つ検閲の存在は日本国民に秘匿されたから、日本国民に気付かれないうち日本人のアイデンティティーを失わせることになったというのである。そこには、アメリカ占領軍の民主化政策の欺瞞を暴き、戦後民主主義・戦後文学の虚妄を批判しようとする問題意識が存在する。

しかし、その研究は、政治的動機・心情的動機の過剰さから、占領軍の検閲の目的、範囲などを誇張している。検閲が巨大なものであればあるほど、欺瞞と虚妄もまた大きくなり、声高に指弾できるわけである。検閲は、基本的に、占領政策のなかの一部門であることを改めて確認し、その中で占領軍の検閲が占領政策の全体のなかにどのように位置付けされ、何を目的としたかを冷静に検討していく作業が必要であろう。

2. 民間検閲基本計画の成立

日本政府に対して「新聞ノ自由ニ関スル追加措置」を通告した翌日の9月30日、太平洋陸軍対敵諜報部（CIS）において「日本における民間検閲の基本計画」（AFPAC BASIC PLAN FOR CIVIL CENSORSHIP IN JAPAN）の改訂版が漸く成立した⁽⁴⁾。文字通り、実施されるべき検閲の基本計画ができあがったのである。

既にこれまでの占領政策形成過程の研究で、検閲計画の作成過程についても随時触れてきたが⁽⁵⁾、検閲は、二つの流れのなかで計画されていた。一つは、占領政策全体を計画していたワシントンのSWNCCなどでは占領管理・占領政策推進の一環としてマスメディアの統制が構想され、検閲も予定されていた。それは、SFE-118「日本における公的情報と表現のメディアの管理」という政策文書案にまとめられたが、具体的成案までにはいたらぬまま、日本の占領を迎えてしまった。もう一つの検閲計画は、太平洋陸軍において軍事作戦に必要な情報収集・統制活動として計画されていた。これは南西太平洋の作戦において実働部隊（CCD）も編成され、フィリピンなど占領地での検閲も実施されていた。後者の検閲は、純軍事的なもので、前者の検閲とは性格が異なるが、1945年夏の段階では、こちらのほうがはるかに具体化していたのである。

軍事作戦にともなう検閲の計画「日本における民間検閲の基本計画」は日本本土上陸作戦に備えて太平洋陸軍において策定され、日本本土上陸作戦の検閲担当部隊である日本民間通信諜報隊（CCIG-J）に伝達され、実行を待つばかりになっていたのである。ところが、ポツダム宣言の発表という連合国の高次の政治決定、さらに日本がそれを受諾し降伏するという現地軍からすれば予想を越えた展開のために、検閲計画の前提が一変し、8月24日対敵諜報部ソープ部長は各部隊に急遽命令を發出し基本計画を適用中止とした。8月末、日本に上陸したアメリカ占領軍は、緊急の情報統制の必要から、最小限の検閲実施方針を日本政府に通告し、部分的には検閲を開始していったのだが、検閲全体を律すべき基本計画は宙に浮いたままであり、緊急に占領政策の一環として検閲計画を練り直す必要があったのである。

検閲計画作成を担当したのは、CIS (Counter Intelligence Section) とその下部組織である CCD (Civil Censorship Detachment) である。彼らは、元来純軍事作戦のための検閲部隊であったが、占領政策の一環としての検閲活動のための計画を立案し、実施することになったのである。検閲計画は、占領前から一貫していたわけではなく、大きな路線変更を余儀なくされたことになる。

しかも、占領政策の一環としての検閲計画は、容易に解き難い難問と直面することになった。それは、検閲と言論の自由との関係であった。既に別稿で触れた通り⁽⁶⁾、占領政策の一部としての検閲を立案していた国務省レベルにおいても、自由化と検閲の矛盾は論議されていたが、決着は見ず、問題は現地占領軍に持ち越されたのである。

純軍事作戦としての検閲・情報収集活動においては、言論の自由との関係はまったく意識する必要はなかった。占領地での検閲を命令した統合参謀本部の JCS-873、太平洋陸軍で作成されていた民間検閲基本計画では、言論の自由について格別顧慮していない。しかし、民主化、自由化を掲げたポツダム宣言によって進められる日本占領政策の一部としておこなわれる検閲においては、当然、言論の自由との関係を意識せざるをえないのである。まして、占領当初、言論報道政策を担当する唯一の部隊であった CCD は、日本政府の言論統制撤廃などの自由化を進めた当事者であったのであるから、自らの実施する検閲と言論の自由の関係をもっと感じざるをえない立場にあったのである。

恐らく、検閲当局が、検閲と自由の関係を意識せざるをえない状況においては、選択肢は大きく二つあるだろう。一つは、矛盾する検閲と自由のまったく別次元の問題として、検閲は検閲として徹底する方向である。またもう一つは、検閲と自由の関係を何とか調整することに腐心する方向である。アメリカ占領軍にとっても、どちらしかなかったであろう。

9月30日付けで成立した「日本における民間検閲の基本計画」は、その後1946年3月に部分的な改定がなされたものの、ポツダム宣言受諾後の状況を踏まえた検閲計画として、基本的には占領期の検閲全体を規定した重要文書である。そこでの隠然たる問題は、もう片方の占領政策である言論自由との関係であり、検閲と言論の自由とを何とか調整しようとしている。

「日本における民間検閲の基本計画」の文書構成は、「Ⅰ総論」「Ⅱ日本における民間検閲の組織」など、7月27日付け「計画」を踏襲しているが、その計画の実質的内容は大きく変更された。それは、「総論 A 3」において、「この計画は、太平洋陸軍副参謀長によって、1945年7月27日承認された計画の改訂である。これは、突然の降伏から結果する基本概念の変更とそれにもなう最高司令官の適当と認める範囲内で日本統治のために現行の日本政府機関を利用するという決定に基づいている」と、改定経緯が率直に述べられていることから明白である。

「Ⅰ 総論」の冒頭「A 権限と管轄」は、民間検閲権限の根拠、管轄範囲を規定し、その「一」で民間検閲が対敵諜報部の指揮のもとで民間検閲支隊(CCD)において実施されることを定めている。検閲実施部隊としての CCD の役割は、7月「計画」9月「計画」とも同じであるが、7月「計画」では「太平洋陸軍最高司令官の政策によって」とあったのが、9月では「連合国軍最高司令官の政策」と改められた。言うまでもなく、これは、この年の8月15日、連合国軍最高司令官の職が設置され、マッカーサーがその職に就任したことによる。アメリカ軍の政策として立案されてきた民間検閲は、連合国の政策に昇格したのである。

「二」は、民間検閲の範囲の規定である。7月「計画」では、民間検閲は、連合国軍事組織に直接所属する連合国民間人を除くすべての民間通信に及ぶが、新聞と放送台本の検閲は、総司令部広報官の責任であるとして除外されていた。しかし、9月「計画」は、「日本の新聞、ラジオ放送、映画を含む、すべての民間通信」と明記している。

既に述べた通り、ポツダム宣言以前に太平洋陸軍で計画されていた民間検閲は、軍事作戦上の諜報・情報収集のために戦闘地域の民間通信を統制しようとするもので、戦闘地域で敵国の新聞・放送の活動を認め検閲するのは非現実的であり、マスメディアの検閲は対象外であった。しかし、ポツダム宣言受諾による無血占領によって日本の新聞・放送などマスメディアが活発な活動を展開しているところに、連合国軍は乗り込み、しかもそれらを急ぎ統制する必要から、9月3日、新聞・放送の検閲も CCD の権限に移行する命令が対敵諜報部

長から発せられていた。基本計画は、それを正式に追認したことになる。CCDは、新聞・放送・映画などのメスメディアを含むすべての民間通信を一元的に検閲することになったわけで、民間検閲の大きな拡大であった。

「管轄と権限」の第5項は、「計画」の対象となる地域を日本の本土4島と周辺の諸群島に限定したうえで、「現在朝鮮で活動している太平洋陸軍の民間検閲組織は、最終的には日本の組織に編入されるであろう」と、注記している。民間検閲の対象地域に朝鮮半島をふくめるかは、ソ連参戦を踏まえたアメリカの東アジア政策と関連した問題である。先に述べたごとく、1945年4月の「日本における民間検閲基本計画」で、朝鮮、台湾等は対象地域から外され、7月「計画」では朝鮮、台湾、マーシャル群島などは別途の計画が用意されることになっていた⁷⁾。それが、この計画では、「最終的には日本の組織に編入」されることになったのだが、これだけでは、アメリカ軍が朝鮮統治についてどのような見通しを持っていたかは明らかではないものの、日本本土と朝鮮半島との一体性を強く意識していたことがうかがえる。ただし、実際には朝鮮半島の検閲が、日本に編入されることはなかった。

検閲の性格が大きく変わったことによって、「B 任務」の文言もまったく変わった。7月「計画」の「任務」の第一は、「基本的に、民間検閲は、軍事情報と対敵諜報の確保、軍事情報の収集、経済的社会的政治的問題と敵の戦争能力に関する情報の収集のために実施される。また、敵を敗北させた後の作戦終局面において、それは、降伏条件を強制し管轄当局の定める状態で合法的経済的な統治政府を再建するために有用であろう」と、軍事作戦の必要性から民間情報検閲が規定されていた。しかし、9月「計画」の定める「任務」は、「民間検閲の任務は、日本の通信の検閲統制を通して、日本人と彼らの軍事的経済的社会的政治的情報の獲得を補助することにある」と、軍事作戦上の必要は大きく後退し、日本の民間情報の統制と収集によって占領政策全体に寄与することが任務となったのである。

「任務」のなかで次のような検閲の「目的」が具体的に定められた。

2. 目的

- a 民間検閲を通して降伏文書の条項への従順の程度を知ること

- b 連合国の基準に基礎をおく自由で事実に基づくニュースの普及を強制することに助力すること。これは、新聞、出版、ラジオ放送、映画を含むが、それだけとは限らない。
- c 占領軍当局によって普及された教育的素材が日本人によって受容されている程度と趨勢を把握すること
- d 戦争中日本によって接収された財産の回収に必要な情報を明らかにすること
- e 情報の収集を通して、再軍備の予防、戦争犯罪人容疑者の逮捕と断罪、混乱の予防、通貨の安定、日本の海外財産を探知することに助力すること
- f すべての民間通信（郵便、有線、ラジオ、電話、電信、新聞、映画、その他）の検閲統制によって軍事的治安の保持に助力すること
- g 連合国の利益にとって有害であると予想される通信の伝達を予防すること。それらは、資金や財産の不適切な移動、噂や虚偽の報告の伝播、連合軍の移動、公共の安寧を乱す情報、占領軍に関する不当な批判を含むが、それだけに限るものではない。
- h 地下や他の反抗的分子の存在と活動を彼等の通信利用を通して探知すること
- i 連合国政府の物資、装備、原料の不法な処分に関する照会とともに、闇市の存在や活動の判定、それらに参加している個人を特定すること、

ここに掲げられている9項目の検閲の「目的」は、基本的には占領地管理と占領政策の円滑な実施のための情報統制であり、それは治安維持のための予防的取締りと日本人の占領政策受容度測定のための情報収集の二つの側面を持っていた。治安維持のための予防的取締りと受容度測定の情報収集とは、当然のことながら重なり合っているが、治安維持のための予防的な取締りは、b, f, g, h, などの項目で、「連合国の基準」による事実の強制や「連合国の利益」にとって「有害」な情報の取締りである。他方、a, c, d, iなどの項目は、占領政策受容度を測定するための情報収集を定めている。

これを9月19日に発せられた「プレスコード」と対照して見るならば、「目的」のなかの取締的項目は、文言は異なるにせよ、「プレスコード」の1条か

ら5条までに対応している。情報収集的項目は「プレスコード」ではなく、「プレスコード」の第6条から第10条のジャーナリズム規律にあたる部分は検閲「目的」に直接的対応関係はない。大きく言えば、CCDの検閲は、プレスコードの前半部分を担当し、CIE（民間情報教育局）が後半部分を担当することになったのである。

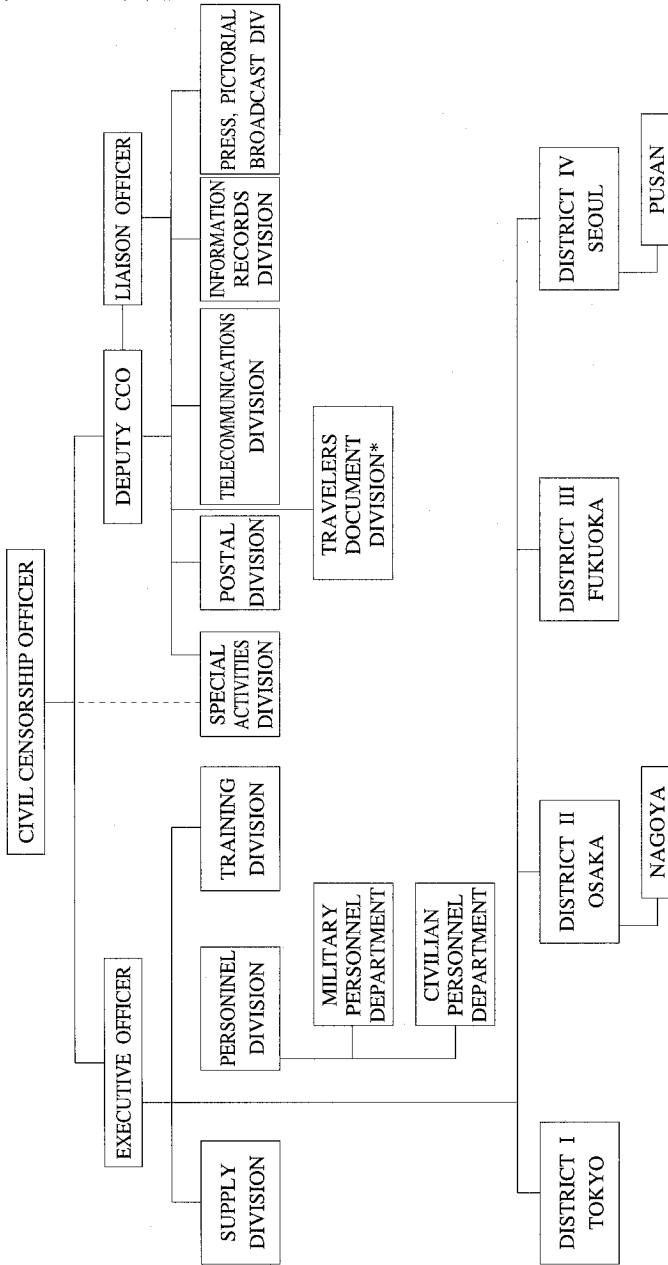
「B 任務」に続くのが、「C 要員」である。それでは、陸軍の士官が234名、下士官が546名、海軍士官131名、下士官225名となっている。これは、陸軍士官203、下士官420、海軍士官288、下士官305名という7月計画と比較すると、総計で1216名から1136名と若干減員している。特に海軍要員が593名から356名と減っている。元来、海軍要員は、主として無線関係の業務に予定されていたので⁽⁸⁾、無血占領によって無線関係の検閲が比重が下がり、海軍要員が減少したのであろう。

検閲計画の第二部は、「日本における民間検閲の組織」である。それが定めるところによれば、CCDの隊長である民間検閲官（Civil Censorship Officer）の下には、図1の通り六つの下部組織が置かれることになった。a、郵便課、b、無線課、c、新聞映画放送課、d、旅行者携行書類課、e、特別活動課、f、情報記録課である。ただし、旅行者携行書類課と特別活動課とは、実際には組織されなかった。また、日本全土は、第1地区（北海道・東北・関東・中部）、第2地区（近畿・中国・四国）、第3地区（九州）の三つの地区に分けられ、第1地区は東京、第2地区は大阪、第3地区は長崎（後に福岡に変更）に本部が置かれることになった。

以上のように、検閲基本計画は、それまでの軍事作戦のための検閲活動の残滓を部分的に残しながらも、基本的には占領政策全体の一環として占領軍・占領政策への反抗の予防的取締と占領政策受容度測定のための情報収集の二つの目的とすることになった。要するに、占領統治における治安維持のための検閲であり、占領軍の他の部局の推進する様々な占領政策を円滑進行させ、またそれらが日本人の間に引き起こす反応を探り、占領政策にフィードバックさせる、占領機構の中の1システムとして計画されていたと言えよう。

検閲の目的を治安の維持に限定することは、現地占領軍だけの方針ではな

図1 CCDの組織図



CIVIL CENSORSHIP DETACHMENT
HEADQUARTERS ORGANIZATION

January 1946

* NEVER PUT IN OPERATION

く、ワシントンの統合参謀本部など高次の方針でもあった。統合参謀本部指令 JCS1380/15「日本占領と管理のための連合国最高司令官に対する降伏後の初期基本指令⁽⁹⁾」でも、「軍事的治安の維持とこの指令の定める目的に必要な最小限の範囲で郵便、無線、ラジオ、電話、有線電信、映画、新聞を含む民間のコミュニケーション統制と検閲を確立する」と定められていた。9月末の段階では、この文書は正式にマッカーサーに伝達されていないが、大要は既に伝えられていたであろう。

CCDの検閲を体験した日本人は、往々にして戦前戦時の日本の検閲がそうであったように、思想取締と受け取ったようである。だが、今述べたように、CCDの検閲計画それ自体の中には、特定思想の禁止といった思想取締的な目的を含んでいない。飽く迄占領統治における治安維持と占領政策の円滑な実施が目的であったのである。

この検閲では、具体的に何を統制対象とするかは、CCDの中よりも、高次の占領政策・政治判断、他の部局の推進する政策によって規定される。例えば、占領初期、アメリカ政府からマッカーサー総司令官に伝達された占領政策全体を規定する基本文書「日本に関する敗戦後の合衆国初期政策(SWNCC150/3)は、「軍国主義ノ権力ト軍国主義ノ影響力ハ日本国ノ政治生活、経済生活及社会生活ヨリ一掃セラルベシ軍国主義及侵略ノ精神ヲ表示スル制度ハ強力ニ抑圧セラルベシ」と明記し⁽¹⁰⁾、さらにJCS1380/15「日本占領と管理のための連合国最高司令官に対する降伏後の初期基本指令⁽¹¹⁾」も、「日本の軍国主義的超国家主義的思想と宣伝の流布は、どのようなかたちであれ、禁止され完全に抹殺される」ことを命令していた。「軍国主義的超国家主義的思想と宣伝」の禁止が、初期の重要な占領政策であったのである。そこでは、当然、検閲は「軍国主義超国家主義思想」に向けられ、思想取締的なかたちをとるだろう。

しかし、そうした状況においても、CCDにおいては、それら思想そのもの、即ちそれら思想内容が反民主主義的であるかを判断するのではなく、それら思想が占領軍の政策に反抗的に機能するか、治安に有害かを政治状況的に判断し禁止措置などを行うことになっていたのである。また、基本計画において、日

本の新聞紙法等とは異なり、新聞雑誌への発行禁止・発売禁止といったメディアそのものへの処罰、執筆者・編集者・発行者に対する処罰規程のないことも注意すべきである⁽¹²⁾。CCDの検閲は、飽く迄治安維持の観点から、治安上有害に機能する恐れのある個々の記事の流通を阻止するものであり、思想対策的に新聞社や執筆者を処罰することは目的としていないのである。

このように、検閲の基本目的を治安維持においたことは、言論の自由との関係を強く意識し、検閲を限定化する狙いであったと考えられる。軍国主義・超国家主義思想根絶を検閲の目的に据えれば、それら思想の定義が必要であるし、占領軍が掲げる言論の自由・思想の自由との対立は免れない。占領軍は、検閲を思想取締ではなく、治安維持に限定することで言論の自由との葛藤を乗り切ろうとしたのである。

しかし、反面で、治安維持を目的とする検閲は、思想取締的性格は希釈されるにしても、そのぶん政治的性格を帯びてくる。占領国、実質的には単独占領国として政策を進めているアメリカの政治的利害によって検閲が運用されることになるのである。ポツダム宣言のうたう理念の裏側に占領国アメリカの国益が忍び込んでくる。また、状況によって検閲の対象や基準が違ってくるから、占領軍側の検閲限定化とは裏腹に、被検閲者からは恣意的統制と映ることになるだろう。

3. 新聞映画放送課の検閲

基本計画に従って実施された検閲のなかでも、日本の様々なメディアの検閲にあたったのは、郵便課（Postal Division）と新聞映画放送課（PPB=Press Pictorial Broadcasting Division）である。郵便検閲は、軍事作戦のための検閲が考えられていた段階では、軍事情報収集・諜報として重視されていた領域である。しかし、検閲が占領統治の一環に組み込まれてからは、主たる任務は情報収集、特に日本人の意識の調査におかれ、東京においては9月13日から検閲が開始された⁽¹³⁾。

郵便検閲以上に、戦後のメディアに大きな影響をあたえたのは、PPBが担

当した新聞雑誌、映画、放送に対する検閲である。前述のごとく、それまでの計画では、マスメディアの検閲は予定されていなかったから、PPB にあたる組織はなく、9月の計画改定で新設された。ただし、実際には、上陸した占領軍にとってマスメディアへの統制は緊急問題であったから、検閲基本計画作成以前の9月11日に、CCDの先遣部隊であるCCIG-Jに新聞放送課が設立され、活動を開始していた。計画のほうが、既成事実を公認したかたちである⁽¹⁴⁾。

検閲基本計画によれば、PPBの検閲業務は、検閲手順などを具体的に定めた「日本における新聞映画放送検閲のマニュアル」(Manual of Press, Pictorial and Radio Broadcasting Censorship in Japan)に従うことになっている。このマニュアルは、検閲基本計画と同日の9月30日付けで作成されていた⁽¹⁵⁾。

マニュアルは、全体で9章からなり、「第1章任務」「第2章目的」「第3章組織」、第4章以下新聞雑誌班(Press and Publication Section)、ニュース通信班(News Agency Section)、放送班(Broadcasting Section)、情報助成班(Information & Forwarding Section)、映画班(Pictorial Section)、調査班(Research Section)という六つの班の業務を定めている。

「第1章任務」においては、新聞映画放送課の第一義的任務は「敗戦から世界の平和愛好国の一員にふさわしい新国家として再建を目指す日本の努力が、公共の治安と日本の安寧を乱すような出版物や放送によって妨害されることのないように保証することにある。日本の将来に影響する事柄についての論議の自由は、奨励される」とうたわれている。基本的には、検閲基本計画を受けて、検閲の任務が治安と安寧の維持にあることを強調しているが、他方では9月10日の「新聞ノ自由ニ関スル覚書」などをも踏まえて自由の奨励を明記していることも注意しなければならない。その自由が、占領軍の考える自由であるにせよ、検閲の実務担当者に占領軍の基本政策である自由の奨励を改めて徹底させ、検閲に歯止めをかける措置をとっているのである。

第2の任務としてあげられているのは、「潜伏条件への従順を確実なものにするのに役立ち、日本の政治的経済的再建に有用な情報の獲得」である。これも、検閲基本計画に定めている情報収集諜報活動を受けた項目である。以下、この章では、マスメディア検閲の緊急性から、PPBの課長は直接CIS部長に

連絡できることを認めたほか、9月10日の「新聞ノ自由ニ関スル覚書」を初め、占領以来、占領軍が正式に発した一連の新聞通信放送に関する覚書等を再録している、ここでも、検閲が、一連のメディア政策の一環であることを実務者に認識させようとしているのである。

「第2章目的」は、第一に最高司令官の政策の大枠を定めた「コード」（プレスコード、ラジオコード）の発布と維持をあげ、以下、同盟通信社及び他の通信社の配信する記事原稿の事前検閲、英字新聞と可能な範囲で主要な日本語新聞の事前検閲、他の日本語新聞の事後検閲、可能な限りすべてのラジオ台本の事前検閲と放送のモニター、日本人作成のすべてのニュース映画と一般映画の事前検閲を決めている。主要な新聞の事前検閲を計画しているが、その範囲は具体的に明示していない。恐らく、起案の段階では、日本語堪能な人員の関係で、どの程度の新聞を事前検閲できるか予測できなかったのである。

「目的」の最後に「自由な新聞の機能、有用性、責任について、日本の新聞社、発行者、製作者を教育すること」をあげている。日本の新聞への教育の条項は、検閲基本計画には明文化されておらず、マニュアルの他の項目とやや整合性を欠いているが、上陸以来事実上 CCD がメディア政策全般の立案実施にあたってきたなごりで行かれた項目であろう。だが、9月22日に成立した CIE の役割と抵触する可能性をはらんでいる。

「第3章」が定める PPB の組織は、図2の通りである。新聞雑誌班は、英語日本語の新聞雑誌の事前検閲事後検閲を担当することになっている。日本国内で発行されたすべての新聞と発行物は、この組織にすべて2部ずつ提出しなければならないことになった。提出された新聞と発行物は、翻訳チームによって日本語新聞の場合は大見出し小見出し、雑誌の場合は目次すべてが翻訳され、それを担当官が、(1)検閲統制が必要なもの、(2)主題別ガイドの事項に適合しているもの、(3)研究分析に有用なものの三つに分類し、それぞれ処理することになっている。ただし、実際には、事前検閲の新聞ゲラは、新聞雑誌班ではなく、ニュース通信班で通信社配信ゲラと一緒に検閲された。

ニュース通信班は、通信社配信ゲラ、主要新聞社のニュースゲラを事前検閲した。エピソード的に興味深い事例は雑誌や図書の検閲に多いが、CCD の検

図 2 PPB 組織図

ORGANIZATION CHART
PRESS PICTORIAL AND BROADCAST DIVISION

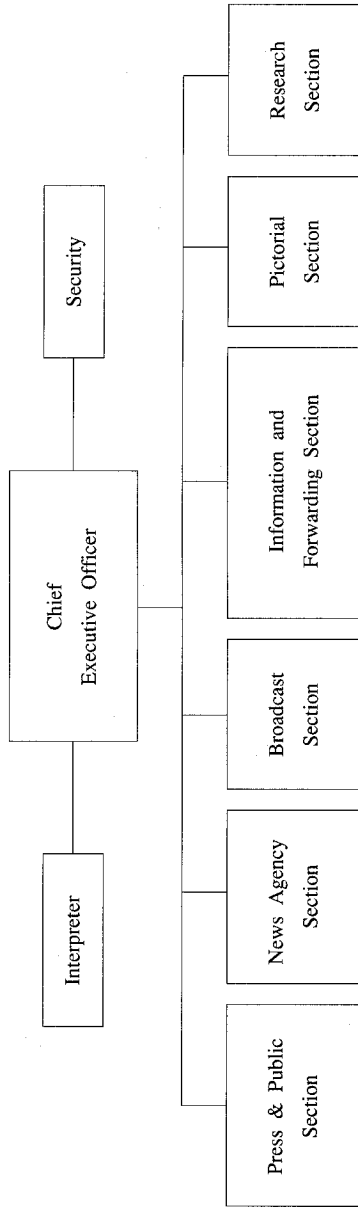
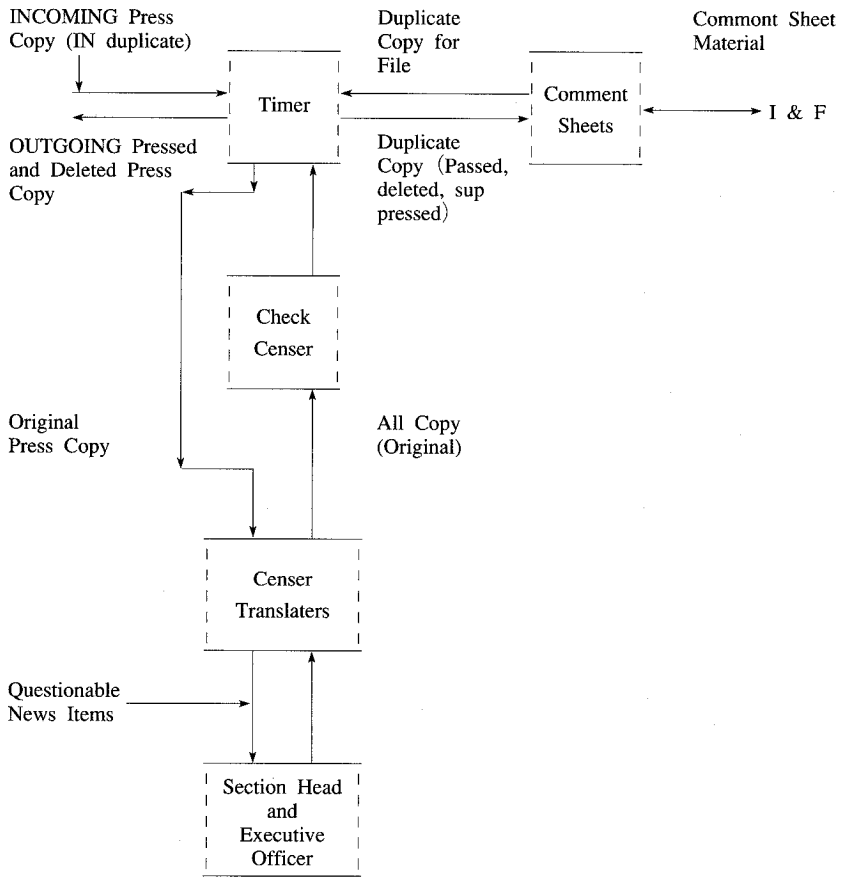


図3 事前検閲ゲラのフローチャート

FLOW CHART



閲のなかでも、最も緊急性が高く、また複雑な判断の要したのが新聞ニュースの事前検閲であった。

ニュース通信の事前検閲の手順は、図3の通りである。2部提出されたゲラ、原稿は、窓口の時間記録係によって受け取り時間等のスタンプを押され、1部が検閲翻訳員のもとに回され、問題のあるものはニュース通信班長と管理将校に提出され判断が下される。通過のものは再検閲員、時間記録係を経て、情報助成班の資料を参照しながら日付・時間・主題等を記録したコメントシートが作成され、ゲラの1部はファイルされ1部は時間記録係から日本の新聞社に返却される。禁止削除の処分のあるものは、キーログ（Key Log）作成のため、いったん当番将校に回される。処分のあるゲラ、重要な通過事項については、判断結果、日付、出所、題名、主題の要約を記録したキーログが作成され、PPB全体に回覧され、後日の参照のためファイルされる。処分ゲラは、その後、時間記録係に戻り、日本側にゲラ1部と処分結果が伝達される。

放送の検閲も、ほぼ同様な手続で事前検閲を実施することになっている。ただし、放送の場合は、準拠するのは、ラジオコードである。すべての放送台本は、2部ずつ日本語テキストを添えて放送班に提出される。提出された台本は、英訳が正確かどうかを審査するとともに、内容を検閲し、通過、違反、削除、保留という四つの判断が下される。さらに、実際の放送番組すべてをモニターして、検閲結果通り放送されているかチェックする。

こうしたマニュアルにおいても、治安維持のための統制と情報収集という検閲の目的は一貫しており、それに沿った手続が厳密に定められているのである。ともかく、占領軍の検閲は、裏側での内面指導・懇談と処罰を駆使した日本の言論統制と対比的に、明確な計画と合理的な組織によってシステムチックに検閲を実施しようとしたところに大きな特徴がある。あたかも、大量生産の製品をチェックし、規格外品をはねていく工場システムに似ている。

4. メディアへの直接統治

基本計画、マニュアルなどを作成し、事前準備を整えた占領軍は、10月に入

って、いよいよ本格的に検閲を実施していくことになった。8月末の上陸から9月末まで、試行錯誤的に進められてきた占領軍のメディア統制は、明確な計画と組織の上に実行される段階に入ったのである。占領統治の組織と計画の整備は、メディア政策だけではなく、10月2日、連合国最高司令官総司令部（GHQ / SCAP=General Headquarters, Supreme Commander for the Allied Powers）が正式に設置され、特別幕僚部に民政局（GS）、経済科学局（ESS）、民間情報教育局（CIE）、天然資源局（NRS）、民間諜報局（CIS）、公衆衛生福祉局（PHW）、統計資料局（SRS）、法務局（LS）、民間通信局（CCS）が置かれるなど、ようやく占領軍の非軍事組織が整い、占領統治全体が本格的段階に入ったことの一環である⁽¹⁶⁾。

なお、この時、それまで AFPAC（アメリカ太平洋陸軍）の CIS（Counter-Intelligence Section）に所属していた CCD は、形式的には SCAP の民間諜報局 = CIS（Civil Intelligence Section）にすら替えした。しかし、ソープ将軍が双方の CIS の隊長を兼任し、事実上両者は一体であったようである。SCAP 発足以降も CCD の部内文書では、依然として Counter-Intelligence Section の名称が用いられている。

CCD の検閲において、大きな問題は、それが占領統治の基本原則である間接統治とは異なり、日本政府を介在させない直接統治であったことである。検閲を直接統治として実現するため、CIS は、検閲実施に先立って二つの措置をとった。一つは、日本政府の内閣情報局等の検閲機構を解体させたこと、また一つは都下の有力新聞社幹部を CCD に直接呼びつけ、事前検閲の手続を通告したことである。

内閣情報局は、9月27日付けの「新聞ノ自由ニ関スル追加措置」によって日本の新聞雑誌に対する統制権限を否定され、事実上死に体になっていたが、その組織は依然残っており、占領軍としてはそれに止めをさす必要があった。10月5日、対敵諜報部のソープ部長は、「最高司令官の命令によってメディアに対する日本政府の統制権限は排除された以上、もはや内閣情報局は無用の存在になった。従って、内閣情報局の解体を行うべきである。それが得策であれば、民間教育情報局（CIE）が内閣情報局の機能を遂行できる。ディラー将軍

とダイクの賛同を得ているので、添付指令案の承認を得たい」旨の文書と総司令官「覚書」案をサザーランド参謀長に提出した⁽¹⁷⁾。

同日、朝日新聞社の細川隆元編集局長は、内閣情報局が新聞の自由にとって障害であることを訴える書簡を CCD に提出している。この細川書簡が、ソープの意見書提出のきっかけになったとも考えられなくもないが、内閣情報局の解体は、CIS、CCD のかねてからの政策であったので⁽¹⁸⁾、細川の影響力を過大に考えることはない。ソープとしては、「追加措置」発布や検閲基本計画成立などの事態の進行を踏まえて、改めて内閣情報局解体を具申したのであろう。

ソープの起案した内閣情報局解体の「覚書」は、参謀長のもとで保留になったようで、実際には発せられなかった。事情は不明だが、内閣情報局の権限を既に実質的に否定した以上解散命令の緊急性を認めなかったことと、間接統治の原則からして日本の官僚組織の解体を直接命令することに慎重であったと推定される。

「覚書」が発せられなかったにしろ、占領軍は内閣情報局の検閲機構を温存させる意図はまったくなく、内閣情報局への圧力を強めていった。

しかし、占領軍から権限を否定され、占領軍への隠然対抗路線は破産したにもかかわらず⁽¹⁹⁾、内閣情報局・内務省は言論報道に対する統制権限を簡単に手放そうとはしなかった。戦時立法の廃止は止むえないとしても、平時立法である新聞紙法の線は何とか守り、内閣情報局・内務省の統制権限を維持しようとしたのである。

9月27日「覚書」が新聞紙法等の失効を宣言したが、その直後も、内務省・内閣情報局は各道府県に対し新聞事業令・出版事業令・言論出版集會結社臨時取締法の廃止を予告しながら、依然として新聞紙法・出版法によって発行手続をとるよう指示している⁽²⁰⁾。

さらに内務省警保局検閲課長は、「平時法たる『新聞紙法』については内容を新情勢に適合する如く改正して存続する方針の下に」占領軍涉外局と連絡を続けた⁽²¹⁾。内務省の主張によれば、新聞紙法は1909年の制定で「戦前においても不適当と認められる点が少からず」、出版法と一本化した法律制定を企図していたが時間的に議会提出に至らなかったとされる。戦前に出版法と一本化

した法律制定の計画があったのは事実かもしれないが、それを弁明に利用して法律の実質的延命をはかろうとしたのである。内務省の改正案は、第23条（安寧秩序紊乱にたいする発売禁止）などの規制条項を削除し、新聞人自身の「良識」に委ねることになったようだが、「新聞紙法が面目を新たにして存続するといふことになれば情報局（内務省）検閲課は極めて縮小された形において依然存続するものとみられてゐる」というのであるから⁽²²⁾、縮小されるにしろ検閲権限の確保をはかっていたのである。

こうした内務省等の延命策は、一部のアメリカ人ジャーナリストの占領軍の検閲への批判に期待をかけていたとも見られる。既に述べた通り、「ニューヨークタイムス」などに検閲への批判記事が掲載され、CCDもそれを気にしていた⁽²³⁾。しかし、言うまでもなく、アメリカのジャーナリストの検閲批判は、言論の自由の観点からの批判であって、内務省等の検閲権限存続を認めていたわけではなく、内務省がそれに期待をかけていたとすれば、見当はずれであった。

このように、日本の内務省・内閣情報局は最後まで必死で自己の言論報道取締権限の存続をはかったが、占領軍は、内務省の新聞紙法改定存続の試みを認めるはずはなく、遂に10月8日、内務省警保局長、警視総監、保安課長、外事課長、検閲課長は辞表提出し⁽²⁴⁾、10月13日の内務省官制改正によって保安課・外事課・検閲課は廃止となった。内閣情報局も、11月1日付けで正式に官制改正され、「指導取締機関たる従来の役割を払拭し、幹旋助長機関」⁽²⁵⁾と改められることになった。戦前戦中と日本の言論報道を厳しく取締り、監督してきた統制機構は、最終的に解体されたのである。

内閣情報局解体を進めると同時に、10月5日と翌6日、CCDのPPBは都下の有力新聞社の編集幹部を召集し、事前検閲の実施とその手続を通告した。それまでも占領軍のメディア政策を通告するために新聞放送代表者を招致したことはあったが、その際には、内閣情報局幹部が必ず同席していたのに、この場合には内閣情報局幹部は呼ばれず、占領軍が直接新聞社幹部に通告したのである。

5日金曜日の会合に出席したのは、PPB側がピータース中尉、スコット中

尉，ディベラ大尉の3人。日本の新聞側は、「毎日」の sakai, 「朝日」の細川隆元編集局長, 「読売」の中満義親編集局長, 「日本産業」が佐藤の4人である⁽²⁶⁾。席上、最初に、ピーターズが、10月8日の月曜日から東京の新聞のすべてのニュースに対し、事前検閲が実施されることを通告し、事前検閲の手続について説明した。手続きの説明は、先に述べた「マニュアル」にそったものであるが、ゲラの受け取りと検閲結果の通告の手順、執務時間（8時から19時まで）など窓口業務の説明だけで、検閲目的などそれ以上の言及はなかった。また、十分な翻訳者を用意しているので検閲によって新聞発行に遅れがでることはないことも保証している。

これに対し、日本の新聞社側は、各記事ごとの小組みゲラだけでなく、見出しまで提出しなければならないかなど実務的な事項を質問し、PPBは、見出しや広告まで含めた最終的なたちも提出する義務があるなどと具体的に答えている。質疑は、手続に関する実務的問題に終止したのである。

翌6日土曜日の会合では、毎日新聞の出席者が塚田に代り、新たに東京新聞の代表として横田が加わった。この日は、主に日本側が、特種スクープの扱い、降版時間が異なる版の切り換えの処理などについて質問し、PPB側が日本の新聞発行の実情になるべく合わせて対応する旨を答えて終わった。

この2日間の会合は、日本の有力新聞社に対する事前検閲実施の正式通告であった。だが、そこでの質疑はほとんどゲラ提出と受取など窓口の実務的なものであった。PPBは、受け取ったゲラのPPB内部での検閲方法について説明しなかったし、まして検閲の基準などについて語ることはなかった。PPBは、綿密に建てられている検閲計画をうかがわせるような言動を示さず、自己の手の内をまったく見せなかったのである。

PPB側からすれば、検閲実務組織であるから、質疑を実務問題に限定し余計な言質を与えないようにしたのは当然である。しかし、PPBもその上部組織である CCD, CIS は、検閲が自由化政策と矛盾することを強く意識していたのであるから、日本側から検閲と自由化政策の関係について原則的質問を受けたならば、困惑したであろう。寧ろ、自らの検閲の問題点を承知しているが故に、殊更に実務的態度をとったのではなかろうか。

しかし、日本の新聞社は、ゲラ提出に伴う手続を質問ただけで、何が検閲に抵触するのかなどについて聞くことはなく、まして、事前検閲実施への基本的疑問、批判の発言を発することはまったくなかったのである。検閲の通告を来るべきものが来たという感じで受け取り、それへの順応に専念している。日本の新聞が、占領軍の自由化政策・統制政策を紙面でどのように論じたかは、改めて分析することにするが、日本の新聞は、基本的に、戦前戦中と権力に従順に協力してきた習性から脱却しておらず、占領軍から与えられたばかりの自由はまったくと言っていいほど身につけていなかった。従って、手に入れたばかりの自由を掲げて、検閲を批判するといったことは到底思い至らず、戦前戦中、内務省・内閣情報局に従属さらには迎合したのと同様に占領軍の検閲も従順に受け入れたのである。寧ろ、日本の新聞は、検閲への対応には慣れていたのであろう。

日本の各新聞は、10月6日の紙面で、東京5紙に8日から事前検閲が開始されることを報道した⁽²⁷⁾。占領軍による事前検閲の実施が、日本国民に知らされたのである。

江藤淳氏は、CCDによる検閲の存在は日本人に一切秘密にされ、被検閲者は検閲に言及しないというタブー順守を義務づけられた。それが、今にいたるまで日本人の「自己破壊による新しいタブーの自己増殖」をもたらしていると主張している⁽²⁸⁾。

確かに、伏字などで検閲の跡を残すことは認められず、後には検閲への言及は削除の対象になった。しかし、CCDが最初から一貫して検閲の存在を秘匿する意図を持っていたとは考えられない。江藤淳氏自身が、事前検閲実施の典拠資料として10月6日「朝日新聞」記事をあげている通り、10月8日からの東京有力紙への事前検閲実施は、日本の新聞に報道され、読者に周知された。記事掲載は、事前検閲実施前ではあるが、5日6日の両日、PPBと新聞社代表は会合していたのであるから、PPBは発表を禁止しようとするれば、いくらでもできたのである。占領軍が、記事掲載を認めたのであろう。

また、江藤は「9月15日午前、日本報道関係者の前で声明を読み上げたのち、フーバー大佐の動静は一度も日本の新聞に報じられることはなかった」⁽²⁹⁾

と、CCD幹部の動静さえ秘密にされたと主張し、フーバー等を殊更に神秘化している。だが、10月7日の「朝日」2面に「対日施策を動かす人々」という見出しで、ダイク情報教育局長、クレマー経済科学局長とともにフーバー民間検閲局長は写真入り登場している。それによれば、フーバー民間検閲局長は「生粋の新聞人」で、「言論機関の責任が一段と加重されたことはそれぞれ当事者において十分自覚してもらひたい」と、「柔らかな感じ」でしゃべる、「非常に人間味豊かな包容力のある相である」ということになっている。

また、10月11日「読売」は、「通信の検閲、連合軍が主として国際通信に」という見出しで、CCDによる通信検閲実施を報道している。さらに、一般の新聞ではないが、日本新聞連盟機関紙「日本新聞報」1945年11月1日号には「米軍の検閲をパスして印刷に附される迄なごやかな米軍検閲所風景」と題された記事が掲載されており、事前検閲の手續やPPBの検閲風景が報道されているのである。

これらからすると、占領軍が、検閲を日本国民に秘匿しようとする意図を一貫して持っていたとは考えられない。少なくとも開始された当初は、戦前戦中の日本の検閲に較べれば、はるかに公然としていたのである。

5. 検閲開始直後の占領軍側の総括

こうした手続を経て、東京の有力新聞と同盟通信に対する事前検閲は、10月8日から開始された。この日の8時から16時の間、ニュース通信班は大組み小組みゲラなど1326件を検閲したという⁽³⁰⁾。PPBのディベラは、民間検閲官(フーバー)への10月17日付けの報告書で、新聞検閲の目的は十分に達成されていると報告している⁽³¹⁾。検閲開始後も、日本の新聞側から特に抵抗の動きはなかったのである。無論、検閲を批判し言論の自由を主張する社説・論文を掲載すれば、事前検閲によって掲載禁止になることは目に見えていたのであるが、敢えて抵抗の意思表示として、そうした行動に出る新聞社はなかった。

表1にPPBの「月例作戦報告」記載の検閲状況報告のうち、1945年年末までの結果を集計し、載せた⁽³²⁾。この時期は、報告書自体の書式がまだ整備さ

表1 1945年検閲実態

	45.9.11 9.26	45.10.21 11.20	45.11.20 11.30	45.11.21 12.20	45.12.21 12.31
Broadcast Section					
検閲件数	2445	2445	976	8220	979
通過			965	8142	965
禁止	4	4	2	22	5
削除	19	19	8	56	9
News Agency Section					
検閲頁数		27549	12486	35476	12736
通過		11204	3635	9762	2778
禁止	18	291	101	260	203
削除	43				
保留			1		17
Pictorial Section					
映画					
検閲数		69	21	51	21
通過		33	13	28	15
削除		9	5	12	6
禁止		23	3	11	0
芝居					
検閲数		19	12	46	4
通過		18	11	44	4
削除			0	2	0
禁止		1	0		0
保留			1	196	0
レコード					
承認		88	1	130	9
禁止		8	0	9	0
紙芝居					
通過			6	39	3
禁止			1	3	1
幻燈					1
P & P Section					
事後検閲新聞					
検閲新聞数		308	486	1423	615
違反及び注意処分数	28	5	6	53	27
承認数		303			
事前検閲雑誌					
検閲総数		119	57	189	66
削除記事数	2		9	36	46
禁止記事数	1	36	1	3	2
通過数		83			
事後検閲雑誌					
検閲総数		156	57	154	48
不承認記事数	1	24	7	14	0
通過		132			
事前検閲書籍					
検閲総数		13	25	170	102
通過		11	24	155	101
削除		0	1	14	1
禁止		2		1	0
事後検閲書籍					
通過			9		8
違反					6

れておらず、分類や時期区分が不統一であるが、そのままとした。また、記載の数字の意味も分からないところがある。例えば、新聞・通信の事前検閲を担当したニュース通信班は、1日平均約1200ページ分の検閲をしていたことになるが、当時の新聞は2ページであるが、1200ページはいかにも多すぎる数字である。

そうした問題はあるが、これが、開始早々の検閲状況を示す統計であることは間違いはない。新聞通信の事前検閲について言えば、禁止 (suppress) または削除 (excise) になった記事数は、通過 (pass) した記事数の約2.7パーセントにすぎず、全体からみればわずかである⁽³³⁾。しかも、検閲が始まった10月から低率で、その後もほとんど変化はない。日本の新聞通信社は、検閲に抵抗して衝突事件を起こすことはなく、また不慣れなため不注意の違反を起こすことは少なかった。最初からプレスコードを順守する態度をとり、検閲に順応していたのである。

検閲実施後、約1か月経過した段階で、CCD内部で、それまでに顕在化してきた問題点について点検が行われた。まず、11月7日、CCDのフーバー大佐はソープ対敵諜報部長(OCCIO)に10項目を箇条書きにした報告文書を提出している⁽³⁴⁾。次いで、PPBにおいて、11月10日付けで「日本における新聞検閲政策」(Press Censorship Policy in Japan)と題する文書がディベラ課長によって起案された。これは、フーバー文書をもとに改めて問題点を整理してまとめたもので、翌11日にCCDからソープCIS部長に提出され⁽³⁵⁾、13日付けで、ソープ部長の承認を受けた。この段階におけるCDDの活動の総括及び方針確認となったのである。

11月7日付けフーバー報告書には「日本における新聞検閲政策」には含まれない論点が若干あるが、主要な部分はほとんど重複し、「日本における新聞検閲政策」が正式承認された文書であるので、これを主に検討すれば、同文書は冒頭で日本の新聞等への検閲は極めて微妙な問題であり、不可避的に間違いは発生するが、できるだけ最小限に止めると断ったうえで、問題を提起している。PPBは、検閲業務の難しさを彼らなりに謙虚に自覚しており、そのなかでの一貫性の保持に腐心しているのである。その列挙する問題点の要点をあげ

れば、

(1) ソープ将軍が、近日中に検閲政策と削除事例を説明するために新聞社との会合をもつ。その会合以降は、検閲と検閲の機能について自由に論議すべきではなく、ソープ将軍とワズワース大佐だけが連合国記者と検閲政策とその活動を論議することになる。

(2) 現在の検閲政策は、虚偽もしくは治安を害するものの禁止に限られ、極めて自由主義的なものである。CCDは、たとえ正しい目的であるにしても、新聞に宣伝的目的を強制するものとして検閲を使うことはない。

(3) これまでの新聞政策から導き出される解釈として8項目あげているが、重要なものだけ例示すれば

- CCDは連合国通信社発の記事は検閲しないが、日本の出版物に用いるために日本の新聞社から提示された段階で検閲を行う。
- 個々の削除禁止等の理由は一切説明する必要はない。
- 日本の流入するニュースについても、虚偽であるか日本の治安を乱すことが明白なものでない限り自由主義的政策が維持される。

具体例は、米国や他の連合国によるマッカーサーの占領政策への批判で治安を害する恐れがあるものは認められない。連合国間の批判は認められる。列国や中国共産党の中国政府批判は許可されるなどである。

- 米ソ間の論争は、情報源が権威あるものであれば認められる。
- 日本人は、占領目的を特に妨げるものでないならば国際問題を批判する記事を書くことができる。その中の一例としては、原子爆弾問題の解決と信じることを書くことができるとある。

(4) 検閲政策は自由主義であるが、でっちあげや扇情的な記事を認めるわけではない。

(5) 問題となる事例は、民間検閲官のもとで国際関係を配慮しての功罪を勘案して判断すべきである。

これから分る通り、CCDは、基本的に占領軍の検閲を限定された目的に適用される自由主義的な性格であると自認し、さらに自由主義的性格をできるだけ維持しようとしているのである。CCDの言論の自由への意識は、相当強

く7日付けのフーパーの文書では、わざわざ「筆者の意見では」と断り書きを入れたうえ、現在のCIEの計画が、「真の思想の自由」と調和しないと批判を加えているほどである。

また、検閲を特定の思想の宣伝や強制のために使用する意図はなく、そうすべきでもないことが強調されている。それは、既に述べた検閲「基本計画」等でも明確であるが、改めて再確認しているのである。こうした基本的立場から、検閲政策の一貫性を保持するため、この段階で浮上してきた問題を調整しようとしているのである。

日本側メディアとの関係では、新聞社との会合を提案しているが、具体的難問を抱えていたわけではない。前述の検閲の統計結果でも日本の新聞社等の違反率は低かったのであるが、たんに違反が少ないだけでなく、日本の新聞社等はCCDが対処に困難をきたすような紛議を引き起こさなかったのである。これからも、日本の新聞社が極めて従順であったことがうかがえる。

提案されている会合は、検閲実務担当者としては、円滑な業務のために政策の周知をはかるためのものであろう。ただし、この会合は実際には開かれなかったようである。翌年の1946年1月15日、共同通信、朝日新聞、読売報知、日本産業各紙の要望で会合が開かれたが、占領軍側から出席したのは、PPBのスミス大尉で、彼は検閲政策全般についての質問は初めから拒否し、日本側も新円問題などその時期の具体的事項の掲載可否などについて質問しているが、政策そのものについては尋ねていない⁽³⁶⁾。恐らく、CISは、PPBの提案にもかかわらず、言質をとられることを警戒し政策説明は行わないことにしたのであろう。

CCDが対策に苦慮しているのは、アメリカ等連合国メディア発信のニュースであった。アメリカ発のニュースは、日本のメディアがそれを翻訳掲載する時点で検閲されるが、アメリカで論議されている事項を日本国内で禁止するのは、アメリカの新聞からの批判が予想され、さらに連合国間の外交問題も関係し極めて「デリケート」な問題であった。この文書では、連合国同士の批判や原爆論議の記事を認めるなど、なんとか自由主義的かたちはとろうとしていることがうかがえる。

しかし、占領軍が特に恐れているのは、アメリカ等のメディアに載せられる占領政策批判が日本に流入し、マッカーサーの権威が傷つけられることである。マッカーサーの絶対性という神話の保持は、マッカーサー個人の願望でもあったが、それだけではなく占領政策を進めるためには総司令官マッカーサーの絶対的権威、無謬性の確保が必要であったのである。だが、「治安維持」を名目にマッカーサーへの批判を封じることは、なし崩し的にマッカーサーの政治的思惑が検閲に介入することでもあった。

この検閲総括文書で、CCDは、外国製ニュースの扱いに若干の問題はあるが、総じて検閲は順調に開始されたと評価している。彼らのいう自由主義的検閲に満足しているのである。11月20日、1944年9月9日レイテ島タクロバンに着任以来 CCD の隊長（民間検閲官）を務め、占領直後の言論政策、検閲体制の成立に中心的役割を果たしてきたフーバー大佐は離任、帰国した。代って、CCDの指揮をとることになったのは、それまで次長であったワズワース大佐（Chat W. Wadsworth）である⁽³⁷⁾。この指揮官の交代は、軍務ローテーションの関係もあるだろうが、占領初期の言論政策、検閲政策の基礎がほぼできあがったことを示している。

しかし、CCDが抱えていた検閲と自由の葛藤は、解決がついたわけではない。被検閲者側である日本人から検閲への批判の声があがることはなかったが、検閲当事者である CCD 内部では検閲と自由の関係は常に意識されていたし、占領軍の中でも検閲への疑問は折に触れて表面化したのである。例えば、1945年12月26日、CISのマーカム陸軍中佐（Lt. Col Marcum）がアーウィン陸軍中佐（Lt. Col Irwin）に検閲政策を批判する文書を送り⁽³⁸⁾、CCDが反論を提出するという問題が生じている。

マーカムの検閲批判の要点は、（1）現在の検閲政策のある種の側面は、市民的自由や討論の自由に関する総司令部の指令と矛盾する。（2）「スターアンドストライプス（星条旗）」やアメリカの記者が自由に評論報道できる事項を日本の新聞に禁じているのはおかしい。このため日本の新聞記者達は混乱している。（3）報道評論を制限している現在の検閲政策は、反民主主義への反論や事実を積極的に提示していく積極的な政策に改めるべきであるということに

あり、新たな試案の作成を提議している。

マーカムの批判は、占領軍の言論自由指令の普遍性を信じ、検閲ではなく、思想には思想で対抗するという理想主義的立場である。しかし、こうした検閲批判は、これまで述べてきたことから分る通り、CCDにおいては、既に折り込み済みであった。1946年1月17日、PPBのディベラは反論をまとめ、CCDは、それをもとに1月19日付けでソープCIS部長に反駁文を提出している⁽³⁹⁾。

CCDの反駁文は、冒頭でマーカムが検閲の実情について理解を欠いていると非難したうえで、検閲批判にいちいち反論している。これは、(1)単一の検閲政策があるのではなく、占領の段階に従って検閲政策は変化していくものであるから、検閲政策について説明書の提出には応じかねる。(2)現在の検閲政策が占領初期の治安維持のための一時的政策であるという認識は間違いであり、ソープ将軍の承認を得た1945年11月10日付け文書でも現在の検閲が自由主義的性格のものであり、宣伝目的に検閲を使用しないことは明らかにしている。(3)現在の検閲政策が、自由化を進める総司令部の指令と矛盾するという意見は、外国軍隊による占領をその必要性を無視して民主主義ではないと定義づけるがごとき意見である。何の統制も必要ないと主張するのであろうか。(4)日本の新聞記者を「星条旗」やアメリカの記者と同等に扱う必要はない。日本は敗戦国であることを忘れるべきではない。また、日本の新聞は現状の許容範囲で十分満足しており、彼らが混乱していることはないなどというものである。

このCCDの反論は、日本の敗戦国であるからアメリカの記者と同等に扱わないなどという部分には、CCDの考えがこれまでより直截に述べられているが、基本的には、これまで形成してきた政策の立場に立ち、政策変更の必要を認めていない。検閲は、思想的取締ではなく、治安対策に限定化された自由主義的なもので、占領政策の円滑な実施のために必要であるというのである。

しかし、占領軍という組織のなかで、自ら実施している検閲の問題が論議され、CCD側も常に自らの論理の点検を余儀なくされていたことは占領軍の検閲政策にとって重要である。

以上述べてきた通り、占領軍の検閲は、その内部において、もう一方の占領政策の理念である言論の自由との葛藤という難問を抱えていた。しかし、検閲と言論の自由との矛盾は、現在の研究者が改めて指摘するまでもなく、検閲当局者自身が十分認識していたのである。ある意味では、検閲のなかに言論の自由との葛藤がくみこまれていたとも言える。少なくとも、これほどまでに検閲者が、言論の自由を意識した検閲は少ないのではなからうか。

CCDは、検閲を治安の維持と情報収集という目的に限定することによって、言論の自由との矛盾を回避しようとした。そうした目的の限定によって、CCDは、自らの検閲を思想取締あるいは思想宣伝ではなく、自由主義的なものと自負していたし、実際彼らなりに首尾一貫しようとしていたのである。その点では、CCDの検閲は、徹底した組織性と合理性を備えており、大きなメディアから小さなメディアまで例外なく一律に対象としたのである。それは、裏側での懇談や「内面指導」を駆使し、個別の取締を得意とした日本の取締当局とは対照的である。

しかし、CCDが検閲と言論の自由との矛盾の自覚のうえで活動し、思想取締を直接目的とせず占領統治のための治安維持を目的としていたにしても、それは、CCDが検閲と言論の自由の矛盾を解決し、さらにその検閲が彼らの自負する通り自由主義的なものであったことを直ちに意味するわけではない。検閲と言論の自由の矛盾は、依然として解き難い難問として重くのしかかっており、占領軍は自らの矛盾を自覚しているが故に、逆に表面では強権的態度をとることになりやすかったであろう。さらに、検閲の目的を占領統治の円滑実施という政治課題に限定したことは、彼らの自由主義的という自負にもかかわらず、アメリカの政治の個別利害による権力行使が発生することも不可避であったろう。

そして、このように内部矛盾を抱えながら、組織化された検閲が実際にどのようなに運用されたかの究明が、次の研究課題である。

註

- (1) 「朝日新聞」1945年8月29日。

- (2) 江藤淳氏の研究は、のちに『閉ざされた言論空間 占領軍の検閲と戦後日本』（1989年 文藝春秋社）にまとめられた。
- (3) 前掲江藤155ページ。
- (4) “AFPAC Basic Plan for Civil Civil Censorship in Japan”. RG331 CIS-02457 (BOX8523)
- (5) 拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程—占領期メディア研究序説」『年報近代日本研究』第12号（1990年）, 「占領直後の米国の言論政策—占領期メディア史研究」『成城文藝』第139号（1992年7月）, 「同盟通信社解散—占領期メディア史研究」有馬学・三谷博編『近代日本の政治構造』（1993年 吉川弘文館）所収, 「天皇記者会見記事—事件と新聞」成城大学大学院『コミュニケーション紀要』第5輯（1993年）を参照。
- (6) 拙稿「アメリカの占領言論政策の形成過程—占領期メディア研究序説」『年報近代日本研究』第12号（1990年）参照。
- (7) “AFPAC BASIC PLAN FOR CIVIL CENSORSHIP IN JAPAN” (10 JULY 1945) の改定作業を示す資料には, “SUPPLEMENT A TO AFPAC PLAN FOR CIVIL CENSORSHIP IN JAPAN—KOREA—” (21 August 1945) という文書が綴じ込まれている (enclosure in “No Title. July 1945-June 1949” . RG331 CIS-05369~05371 (BOX8565))。これによれば, 「日本における民間検閲基本計画」に準拠して朝鮮半島でも民間検閲を実施することになっており, 対象は朝鮮半島全土を予定している。韓国での検閲と日本のそれとの関係は今後の研究課題である。
- (8) “AFPAC BASIC PLAN FOR CIVIL CENSORSHIP IN JAPAN” (10 JULY 1945) . enclosure in “History of CCD in Japan” RG331 CIS-02936~02941 (BOX8604)
- (9) JCS1380/15 “Basic Initial Post-Surrender Directive to Supreme Commander for The Allied Powers for The Occupation and Control of Japan” . Records of Joint Chief of Staff, Part 1 : 1942-1945, the Pacific Theater. Reel 4。
- (10) United States Post-Defeat Policy Relating Japan. SWNCC/SANACC CASE

FILES 1944-1949 Reel No.14. 訳は大蔵省財政史室編『昭和財政史』第3巻収録のものによった。

- (1) 前掲 JCS1380/15。
- (2) この時期の新聞社処分例として「伊勢新聞」への業務停止（1945年12月18日）があるが、これは第2地区からの申請にもとづくもので、第2地区での見せしめの意味があったようである（enclosure “No Title Aug. 1945-June 1948” CIS-01751~01753 (BOX8561)。

日本の新聞社が検閲によって発行禁止処分を受けた事例として「日刊スポーツ」の例がよくとりあげられる。「日刊スポーツ」の事件は、いずれ別にかきたいが、この事件は CCD の検閲によって起きたのではなく、CIE が軍事法廷に告発したことによって発生した事件である。

- (13) “History of CCD in Japan” RG331 CIS-02936~02941 (BOX8604)
- (14) “Unit History of CCD” RG331 CIS-02496~02497 (BOX8524)
- (15) “Manual of Press, Pictorial and Radio Broadcasting Censorship in Japan” RG331 CIS-05370 (BOX8565)

上記文書には、CCIG-J の新聞放送課のマニュアルが添付されている。CCIG-J は日本で活動開始するや、臨時的にマニュアルを作成し、それを改定して CCD のマニュアルが作成されたのであろう。

- (16) CIS の設置は、General Order 13 による。“Operation of the Civil Intelligence Section, GHQ, FEC SCAP” Intelligence Series Volume IX p 10
- (17) Check Sheet “Dissolving Board of Information” from CCD ADV to Chief Staff. (5 Oct. 45). enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946” RG331 CIS-01749~01751 (BOX8561) .
- (18) 拙稿「天皇記者会見事件」（『コミュニケーション紀要』第5輯）参照。
- (19) 敗戦前後からの内閣情報局の言論指導については、拙稿「八月一五日と新聞」（『成城文藝』第143号）、「天皇記者会見事件」参照。
- (20) 「長野県知事宛内務次官・情報局次官 昭和20年10月3日」『昭和20年8月15日以降本省通牒編冊』（長野県）検閲係 返還文書 国立公文書館所蔵。

- (21) 「日本新聞報」1945年10月6日。
- (22) 前掲「日本新聞報」。
- (23) 例えば、9月28日の日付のある部内文書(無署名)は、連合国各新聞が発売禁止処分などをどのように報道しているかを分析している。enclosure in “No Title. Aug. 1945-June 1948”RG331 CIS-01751～01753 (BOX8561)。
- (24) 「毎日新聞」10月9日。
- (25) 「朝日新聞」11月2日。
- (26) 会合の質疑の詳細な記録は、文書名なしの、2通のPPB文書(5 October 45, 6 October 45) enclosure in “No Title. Oct. 1945-Sept. 1948” RG331 CIS-01200～01206 (BOX8663)。
また、後日、ディベラがまとめた質疑要約は、“Precensorship of News” from to CCO-J (17 Oct. 1945) enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946” RG331 CIS-01749～01751 (BOX8561)。
- (27) 「朝日」10月6日「東京5紙に事前検閲」、「毎日」10月6日「東京5紙に検閲拡張実施」、「読売」10月6日「東京5紙の検閲実施」。
- (28) 江藤淳『閉ざされた言語空間』189ページ、207ページ。
- (29) 前掲江藤156ページ。
- (30) “Precensorship of News” from to CCO-J (17 Oct. 1945) enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946” RG331 CIS-01749～01751 (BOX8561)。
- (31) 前掲“Precensorship of News” from to CCO-J (17 Oct. 1945)。
- (32) “Monthly Operational Report, PPB” Sept. 1945-Nov. 1945. RG331 CIS-06381 (BOX8585). “Monthly Operational Report, PPB” Sept. 1945-Dec. 1946 RG331 CIS-01762～01765 (BOX8561) . からまとめた。これは、Tokyo Office と注記があるので、第1地区だけの集計結果と推定される。
- (33) 削除については、当初は excise という言葉が用いられ、後に delete という言葉が使われた。
- (34) “Censorship of Information Media” from CCD to OCCIO (7 Nov. 1945) enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946” RG331 CIS-01749～01751 (BOX8561)。

- (35) “Memorandum for Record : (Press Censorship Policy in Japan)” (10 Nov. 1945) enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946” RG331 CIS-01749~01751 (BOX8561)。および “Memorandum General Thorpe : Press Censorship Policies” (11 Nov. 1945) enclosure in “No Title. Sept. 1945-July 1946”。
- (36) “Memorandum for Record” 16 January 1946. enclosure in “No Title. Oct. 1945-Sept. 1948” RG331 CIS-01200~01206 (BOX8663) .
- (37) 前掲 “Unit History of CCD”。
- (38) Check sheet : Censorship from Lt. Col Marcum to Lt. Col Irwin (26 Dec. 1945) enclosure in “Censorship, General, General Censorship Policies” CIS-03581~03585 (BOX8517) .
- 1945年10月14日現在の GHQ 電話帳によれば、マーカム中佐は、CIS の計画班 (Planning Unit) に所属し、アーウィン中佐は作戦課長 (Chief of Operation) である。
- (39) Memorandum to Col C. W. Wadsworth (17 January 1946) . Memo to Col Wadsworth ; Comments upon check sheet to Lt. Col Marcum, subjct, “Censorship”. Check sheet : “Suggested Change in Censorship” from CCD to General Thorpe (19 January 1946) enclosure in “Censorship, General, General Censorship Policies” RG331 CIS-03581~03585 (BOX8517).